

『企業立地助成金』が改正 [H24.4.1] されました！

適用業種の拡大

これまでの適用業種(製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業)に、『電気業、ガス業、熱供給業、インターネット附随サービス業、開発研究機関』が追加されました。

助成内容の充実

- ① 用地取得費助成 (取得額の5% → 50%)
- ② 新規雇用者助成 (1人当たり16万円 → 20万円)
- ③ 助成区分を簡素化 (区分数の変更、率から限度額による区分に変更)
- ④ 『開発研究機関』に対する上乗せ助成を新設

主な助成条件

- ・ 投資額(用地代除く)が2,500万円以上
 - ・ 雇用者(市内在住)の増加があること
- ※詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ】

佐伯市商工振興課 企業誘致係 TEL:0972-22-3943 FAX:0972-24-2615

	助成金の種類	新規雇用者数				備考	従前
		1人以上	5人以上 20人未満	20人以上 50人未満	50人以上		
1	固定資産税	25/100	100/100			限度額なし	
	限度額	なし					
2	都市計画税	100/100					※ 土地・建物が対象
	限度額	なし					
3	投資額	-	1/100	3/100	5/100	(条例上の上限)	
	限度額	3,000万				率:5/100 限度額:3000万	
4	新規雇用	-	新規雇用者数×20万円×0.8(1人当たり16万円)			(条例上の上限)	
	限度額	2,000万				助成額:16万/1人 限度額:2000万	
5	事業場用地	-	1/100	3/100	5/100	(条例上の上限)	
	限度額	5,000万				率:5/100 限度額:5000万	
	助成金の種類	新規雇用者数				備考	改正後
		1人以上	5人以上 20人未満	20人以上			
1	固定資産税	25/100	100/100			区分数を4→3へ	
	限度額	なし					
2	都市計画税	100/100					16万→20万
	限度額	なし					
3	投資額	-	5/100			研究開発機関については、5人以上で10/100(限度額3,000万)とする。	
	限度額	1,000万	3,000万				
4	新規雇用	-	新規雇用者数×20万円			研究開発機関については、5人以上で『新規雇用人数×30万』とする。	
	限度額	2,000万					
5	事業場用地	-	50/100			最大5%→一律50%	
	限度額	1,000万	5,000万				

研究機関の上乗せ

研究開発機関については、5人以上で10/100(限度額3,000万)とする。
研究開発機関については、5人以上で『新規雇用人数×30万』とする。